公 示 日:2022年8月3日(水)

調達管理番号: 22a00408

国 名:エチオピア国

担 当 部 署: アフリカ部アフリカ第二課

調 達 件 名: エチオピア国平和構築アセスメント及び情報収集・確認調査(平

和構築アセスメント)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 平和構築アセスメント

(2) 格付:2号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2022年9月上旬から2023年2月中旬

(2) 業務人月:現地 1.50、国内 2.00、合計 3.50

(3) 業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間

10日 45日 30日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 期 限:2022年8月17日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型)公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡が

なく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

◆ 評価結果の通知: 2022 年 8 月 30 日(火)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決 定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	政治・社会状況調査に係る各種業務
対象国及び類似地域	エチオピア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし。
- (2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

エチオピア連邦民主共和国(以下、「エチオピア」という。)は、エリトリア(北)、ジブチ、ソマリア(東)、ケニア(南)及びスーダン、南スーダン(西)に囲まれた内陸国である。アフリカ最古の独立国であり、帝国主義時代に植民地支配を逃れた唯一の国でもあり、1963年にはアフリカ統一機構(OAU(現 AU))本部が首都アディスアベバに設置された。同国は11の州及び2つの特別行政都市(アディスアベバとディレダワ)で構成され、約80以上の民族を有する民族連邦制をとっている。宗教構成は、キリスト教(エチオピア正教)が約6割、イスラム教が約3割を占め、気候条件としては定期的に大規模な旱魃に見舞われる等、厳しい自然環境にある。

同国では、1977 年にメンギスツが暫定軍事行政評議会議長に就任し、独裁体制を取りつつも 1983~84 年の飢餓の深刻化、1989 年のソ連邦崩壊によって冷戦体制が崩れたことを契機とする民主化への流れなどを背景に反政府運動が勢力を増し、1991 年にメンギスツ社会主義政権は崩壊。エチオピア人民革命民主戦線(EPRDF)が暫定政府を樹立した。その後、エリトリアがエチオピアから分離・独立し、に第 1 回国会選挙が実施され、エチオピア連邦民主共和国が樹立し、メレス政権が発足した。EPRDFは、オロモ人民民主機構、アムハラ民族民主運動、南エチオピア人民民主戦線、ティグライ人民解放戦線の 4 大組織を中心に、その他多数の小政党で構成され、メレス首相も属していたティグライ人民解放戦線(TPLF)が中枢を担っていた。

同政権は、高いリーダーシップの下、年10%前後の経済成長を牽引する一方で、トップダウンによる意思決定プロセスが顕著でもあった。2012 年にメレス首相急逝により、ハイレマリアム新政権が発足。前政権の方針を踏襲する形を取ったが、少数民族であるティグライが主導する政権による他民族に対する抑圧的政策への批判が、穏健派且つティグライ州出身ではないハイレマリアム首相(南部諸民族州出身)の時代に表面化し、2016 年~2018 年の間に2度の非常事態宣言が発令され辞任に追い込まれた。これを受け、同年4月 EPRDF の中央執行委員会での投票の結果、アビィ政権が誕生した。

アビィ政権発足後、エリトリア国境での紛争問題で和平解決に至り、2019 年 12 月にはアビィ首相がノーベル平和賞を受賞。また EPRDF を解党し、3 政党(オロモ民主党、アムハラ民主党、南部人民民主運動)に加えて、従来、野党だった 5 党(アファール国民民主党、ベニシャングルグムズ人民民主統合戦線、ソマリ人民民主党、ガンベラ人民民主運動、ハラレ国民リーグ)も統合の上、繁栄党が発足したが TPLF は不参加。2020 年 8 月に総選挙が予定されていたが、連邦政府は新型コロナ感染症(COVID-19)感染拡大を理由に延期。この決定にティグライ州政府は反対し、同年 9 月に州議会選挙を強行した。以降、連邦政府と TPLF との間での関係悪化が徐々に表面化し、同年 11 月には TPLF がエチオピア国防軍北部司令部を攻撃。その後も武力衝突が継続し、2021 年 11 月には首都アディスアベバまで約 200km 地点まで戦線が南下したが、連邦政府軍による反撃によりTPLF はティグライ州まで後退した。

2022 年 3 月エチオピア政府は、無期限人道的停戦を宣言したが、多数の避難 民や深刻な飢餓が生じている状況である。戦局は膠着状態が続き、ティグライ州 内及び他州との州境付近以外の地域では治安に落ち着きがみられる反面、TPLF とエリトリアとの間での衝突やアムハラ州では民兵やジャーナリスト、活動家、 政治家等の約 4,000 人が逮捕されたとの報道も出ている。そのような中、連邦 政府は、ティグライ紛争後の社会再構築に向けた国民対話を進めようとしてい る。2022 年 6 月の連邦議会で、アビィ首相は TPLF との和平交渉に応じる姿勢を示しているが、TPLF はケニアの仲介で和平交渉のテーブルに着く用意がある旨を表明。連邦政府としては、AU 主導のプロセスを念頭に和平交渉に向けた準備を進める委員会を設置した。

以上の通り、エチオピアの和平に向けた具体的な動きが出始めたばかりであるが、同国の平和と安定の実現のためには、我が国としても機を逸しない協力の実施が望まれる。そのためには、和平プロセスの初期段階から現地情勢を把握・分析することが重要である。また、国連や関連ドナーの対応状況を注視しつつ、JICAとしての協力方針を見極めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、本調査は、ティグライ紛争により顕在化したエチオピアの脆弱性を踏まえつつ、今後の和平プロセスの見通しや安定・不安定要因の分析、事業実施上の留意点を整理することを目的とする。また、最新の現地情勢の把握及びマクロな視点での考察を行い、今後予定されている JICA 国別分析ペーパー(JCAP)の改定とそれを踏まえた協力方針及び事業展開の検討に資する情報の収集・整理・分析を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、平和構築アセスメント(以下、PNA)マニュアル「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック-PNAの実践-(2017年2月)」の内容を十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、エチオピアの平和構築アセスメントに係る以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年9月上旬~2022年9月下旬)
 - ① エチオピアが抱える脆弱性を踏まえた上で、和平プロセスに係る経緯、 今後の動向等にかかる既存の情報を収集する。また、JICA関係部からの ヒアリング、国内外の有識者等へのインタビュー(オンライン含む)等 を通じ、エチオピアの脆弱性及び和平プロセスに対する見解を得て、調 査方針に反映させる。
 - ② PNAマニュアル「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック-PNAの実践-(2017年2月)」に記載された分析・項目等を踏まえ、調査・分析の実施方法を検討し、調査実施計画書(案)を作成する。また、2021年度にエチオピアを対象に実施した国レベルPNAの調査結果(エチオピア簡易平和構築アセスメント)を参照しつつ更新を行う。
 - ③ 既存の情報・データと現地調査で入手・検証すべき情報を整理し、必要に応じて、エチオピア側関係機関や国際機関・他ドナー等に対する質問

- 票(案)(英文)を作成する。特に、以下の点について情報収集・分析できるように準備を行う。
- 1) 社会における脆弱性の種類・態様や助長・緩和要因、それらが長い時間軸でどう発展してきたのかを整理。
- 2) JICAの現場レベルの支援への具体的な示唆を得る観点から、国全体の分析(地域・民族・宗教・都市―農村、ジェンダー、所得レベル、世代、セクター等による影響の差異など)のみならず、国内の主な地域別での分析及びコミュニティ・レベルの視点(地域内での少数派の取り扱い、コミュニティ内の力関係等)も織り込む。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間(2022年9月下旬~2022年11月上旬)
 - ① 当機構調査団員に先行して現地入りし、調査を実施する。また、JICAエチオピア事務所等との打合せに参加し、適宜、同事務所に対し調査の進捗報告を行う。
 - ② 関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行い、議事録を作成する。
 - ③ エチオピア側関係機関や国際機関・他ドナー等から事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、ヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。
 - ④ 国内外の有識者等へのインタビュー等を通じて、エチオピアの脆弱性及び紛争に至る端緒、和平交渉にかかる経緯及び今度の動向について情報収集を行う。
 - ⑤ 収集した情報・データを分析し、現地調査結果の概要について、PNAマニュアルを参考にし、次の項目に沿って取り纏め、エチオピアPNA(案)を作成する。なお、エチオピアPNA(案)の作成にあたっては、2021年度に実施した国レベルPNAの内容を参照しつつ更新する。具体的には以下の通り。なお、(国内)と記したものは、上記国内調査で着手可能なものを指す。
 - ▶ エチオピアの政治・治安・社会・経済状況の変遷・現状分析(国内)
 - ➤ エチオピア国内各地域における紛争ないしは情勢不安定化の背景(ティグライ、アムハラ、アファール、オロミア、ベニシャングルグムズ州等)(国内)
 - ▶ ティグライ紛争にかかる和平プロセスに向けた動向分析(国内)
 - 国内外のステークホルダー分析(国内)
 - ▶ 国際機関・他ドナー等の動向(国内)

- ➤ エチオピア国内各地域や各階層(地域、民族、宗教、都市ー農村、ジェンダー、所得レベル、世代、セクター等)の特徴(現地調査において、国際機関等からのヒアリング等を通じて情報収集を行う。)
- ➤ エチオピア国内各地域(ティグライ、アムハラ、アファール、オロミア州)における紛争/危機の影響、政治・治安・経済・社会に関する特記事項(現地調査において、国際機関等からのヒアリング等を通じて情報収集を行う。)
- ▶ 不安定要因・安定要因分析(短期・長期的時間軸を含む)
- ▶ 今後の見通し・注目点
- ▶ 事業実施上の留意点(実施中案件の継続実施における留意点を含む)
- ▶ エチオピア開発計画及び北部復興支援計画
- ▶ 紛争影響地域における復興支援にかかるニーズ分析(投入計画等含む)
- ▶ 今後の対エチオピア協力の方向性
- ▶ 協力プログラム・プロジェクト案
- ▶ 有用な情報源のリストの取り纏め
- ▶ 過去の JICA 協力の振り返り・教訓抽出
- ⑥ 担当分野に係る調査結果をJICAエチオピア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2022年11月中旬~2023年1月下旬)
 - ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 情報収集した内容の分析結果に基づき、協力プログラムの見直し、実施中案件における配慮事項、新規の支援策を整理する。
 - ③ 復興支援ニーズの検討における課題の整理を整理し、今後の JICA 支援 における留意点等に関する具体的提言を取りまとめる。
 - ④ 平和構築アセスメント(案)を作成し、報告する。
 - ⑤ 業務完了報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(和文、電子データのみ)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業 務期間開始までに作成。業務の具体的内容等を記載。

(2) 現地業務結果報告書(和文、電子データのみ)現地業務期間終了時に、現地 JICA 関係者に現地業務の結果を共有する

ためのもの。

(3) 業務完了報告書(和文、電子データのみ)

2023年1月31日(火)までに提出。

平和構築アセスメント(案)(和文)及び収集資料一式を参考資料として 添付することとし、電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月)」の「区、業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati
on.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、以下の通りを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実 的な経路で計上してください。

- ① 日本⇒ドバイ/ドーハ⇒アディスアベバ⇒ドバイ/ドーハ⇒日本
- ② 日本⇒仁川⇒アディスアベバ⇒仁川⇒日本
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

渉時に確認させていただきます。

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月27日~11月10日を予定しています。 本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を 予定しています。また、JICAの調査団員の現地業務期間終了後も単独で 現地調査を実施する期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 平和構築アセスメント(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査 期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、 JICA 団員の到着前及び帰国後の関係機関へのアレンジについては、 コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があ ります。
- カ) 執務スペースの提供: JICA 事務所執務スペース提供(ネット環境 完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA アフリカ部アフリカ第二課から配付しますので、6rta2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・エチオピア簡易平和構築アセスメント
- ② 本業務分に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック—PNA(平和構築アセスメント)の実践—

pna manual 202010.pdf (jica.go.jp)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、 具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致 します。

以上